

古物商許可 必要書類チェックリスト

警視庁の案内をもとにした一般的な一覧です。取り扱いは都道府県によって異なります。最終的には管轄の警察署の案内をご確認ください。(2026年8月時点)

ぜんいん共通

☐	古物商許可申請書（別記様式第1号）	警察署・警察庁サイト
☐	略歴書（過去5年分）	自分で作成
☐	誓約書	様式あり
☐	本籍記載の住民票の写し	市区町村
☐	身分証明書（本籍地の市区町村が発行）	本籍地
☐	手数料 19,000円（多くは証紙）	申請時

※ 略歴書・誓約書・住民票・身分証明書は、申請者本人と営業所の管理者の両方について必要です（兼任なら1人分）。

法人で申請するとき（追加）

☐	定款の写し（事業目的に古物営業の記載があること）	自社
☐	登記事項証明書	法務局
☐	略歴書・誓約書・住民票・身分証明書 役員全員分	各自

場合によって必要なもの

☐	使用承諾書（賃貸物件を営業所にするとき）	貸主・管理会社
☐	賃貸借契約書の写し	手元
☐	営業所の見取図・周辺の地図	自分で作成
☐	URLの使用権限を疎明する資料（ネットで売買するとき）	プロバイダ等
☐	委任状（代理人が申請するとき）	自分で作成

許可が下りたあとに用意するもの

☐	古物商の標識（プレート）を営業所に掲示	様式あり
☐	古物台帳（取引の記録）	紙・システム
☐	本人確認の運用を決める	社内ルール

よくある足止め

- ・ 身分証明書は本籍地でしか取れません。

本籍が遠いと郵送で往復2週間かかります。いちばん先に動いてください。

- ・ 「登記されていないことの証明書」は、法改正により東京都では現在不要です。

古い解説記事に残っているのでご注意ください。

